

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第26回会合議事録

日 時： 平成26年12月16日（火）10:00～12:00

場 所： 内閣府（8号館）講堂

出席委員：清水座長、藤原座長代理、奥山委員、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、吉川委員代理

（内閣府）安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官参事官、法務省刑事局付、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（併）参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）報告事項

（2）青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進 状況等に係る検討

（3）青少年からの意見聴取

①「高校生 ICT Conference 2014」最終報告

②自由討論

（4）その他

3. 閉会

○清水座長 おはようございます。定刻になりましたので、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の第26回を開始させていただきたいと思います。

本日もお忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、委員の出欠状況等につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、御報告致します。

本日は、五十嵐委員、植山委員、清原委員、半田委員及び別所委員が御欠席され、別所委員の代理で吉川様に御出席をいただいております。尾花先生については、ちょっと遅れておられるようでございます。

以上でございます。

○清水座長 それでは、初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○山岸参事官 それでは、配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。2枚

目に資料一覧をお付けしておりますので、それをご覧ください。

資料は、資料1から資料5までございます。

資料1につきましては、平成27年度の青少年インターネット環境整備関係予算概算要求の総括表及びそれぞれの要求額の内訳を記した資料をお付けしております。

資料2につきましては、2-1から2-3まで総務省の配付資料がございます。

資料2-1が「青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた取組」についてのICTサービス安心・安全研究会提出資料と銘打ったもの。

資料2-2が「モバイル創生プラン」。

資料2-3については、資料に限りがありますので委員限りとしておりますが、「インターネットリテラシー・マナー等向上事例集」というものでございます。

資料3が経済産業省の配付資料でございます。

資料4が「法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討結果報告書」の骨子のたたき台をお示ししております。

資料5については、「高校生ICT Conference 2014」の配付資料をお配りしているところでございます。

なお、机上配付資料と致しまして、委員の先生方には、法・基本計画、平成25年度のインターネット環境整備フォローアップ、平成23年8月の当検討会の提言、及び当提言において引照された総務省及び経済産業省における検討会の報告書を置かせていただいております。

また、先般、リベンジポルノ及び危険ドラッグについて議員立法が通っておりますので、青少年インターネット環境整備法の附則との関係もございますので、これについても資料の中に挟んでおります。

不足等がございましたら、事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上で、座長に諮った上、公開をさせていただきたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。

宜しくお願い致します。

○清水座長 ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、ただいま御説明がありましたように、そのようにさせていただきたいと思います。

では、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、11時15分から高校生ICT Conferenceの代表者による発表をお願いしているところですので、速やかな議事進行に御協力をお願い致します。

それでは、議題1「報告事項」でございます。報告案件につきまして4件ございますが、最初に内閣府から説明をお願い致します。

○山岸参事官 それでは、内閣府のほうから資料1、平成27年度の青少年インターネット

環境整備関係予算の資料について御説明を致します。時間の関係もございますので、特に2ページ目以降で平成27年度に関係省庁が、現在、予算概算要求をしているものの中で特に新規若しくは拡充ということで要求しているものを御紹介致したいと思っております。

まず、2ページ目をごらんいただきまして、「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項」で、文部科学省から情報モラル教育推進事業として新規の予算要求がなされているところでございます。

備考欄のところに施策の概要については記載がございます。

また、拡充のものとして、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」として、インターネット上の違法・有害環境サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、ネット依存による生活習慣の乱れなどが課題になっているということを踏まえた取組を拡充されると承知しております。

また、2の「社会における教育・啓発の推進」に際しましては、総務省が新規で「異分野間コーディネート人材育成等推進事業」ということで、地域のメディアリテラシーの指導者の育成による域内での学び合いの仕組みの確立等について概算要求をされておると承知しております。

また、ページをおめくりいただきまして、4ページになりますが、内閣府関係では、本年度の行政事業レビューを受けて、ネットのフォーラムの事業については減額をしておるところですが、これについては中身のところをPDCAサイクルを意識して、効果検証等も含めた形で事業の内容の充実に努めていきたいと考えております。

また、6の「フィルタリング普及状況等に関する調査研究」の欄にあります「青少年のインターネット利用環境実態調査」に付きましては、エビデンスをきちんと施策に反映できるよう、その内容のさらなる充実に努めていくこととしているところでございます。

また、5ページ目に「青少年への名誉棄損・プライバシー侵害等への対策の推進」につきまして、法務省が「人権相談体制の整備及びインターネットの適正利用に関する啓発活動等の推進」で事業の内容を拡充されると伺っているところでございます。

主なものを御紹介させていただきました。平成27年度の予算等が成立した暁には、それぞれの取組について、27年度展開に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御質問ございましたらお願い致します。宜しいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、御質問がないようですので、続きまして、総務省からお願い致します。

○吉田消費者行政課課長 総務省でございます。

資料2-1をごらんください。

総務省では、現在、ICTサービス安心・安全研究会という研究会を開催しておりまして、

この中で幾つかテーマがあるのですけれども、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に関しても議論を行ってございます。

そのうち、資料の最後のページになりますが、この研究会では7月に青少年インターネットセッションの議長レポートというのを取りまとめてございまして、これについては、たしか前回の検討会のときにも配付をさせていただいたかと思いますが、フィルタリングの推進、リテラシーの向上といったようなことについての今後の方向性等についてレポートをまとめてございます。

この研究会の関係では、12月4日にこの研究会を開催しておりまして、インターネットセッションの議長レポートを踏まえて、総務省としてどういうふうな形で進めていくのかといったことも議論をしております。

資料2-1が、そのときに提出させていただいた資料になりますが、今後、直近でいきますと、資料の1ページ目にありますように、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」というのがございまして、これは御承知のとおり、平成26年春に初めて取組をやったわけですが、こうした取組は引き続き実施していくことが適当であるということで、2ページ目になりますけれども、平成27年2月から実施を考えております「春のあんしんネット・新学期一斉行動」につきまして、初めて実施した平成26年春の行動の成果や課題に基づき、また、総務省と致しましては、この7月に取りまとめた青少年インターネットセッションの議長レポートの提言や、最近の青少年の利用動向等も十分に踏まえ、これは当然、この活動は総務省だけということではなくて、内閣府を初め、今日、この会議の場にお集まりいただいている関係各省・各団体と連携をして進めるということでございますが、引き続き実施していくことが適当ではないかということで、こうした取組でやって方向性を進めていきたいということで、この研究会で議論を行っております。

平成27年の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における取組の方向性と致しましては、2ページ目の下のところでございますけれども、関係事業者におけるフィルタリングの説明の徹底を図るとともに、提供方法等についての検討を促進していくということで、特に青少年インターネットセッションの議長レポートでも指摘されていたフィルタリングの推進に係る取組の強化といったようなところについても、関係者による具体的な検討・取組を進めて参りたいというふうに思っております。

ここで、特にMVNO事業者によるフィルタリングの提供促進といったようなところも課題の一つになっているかと思っておりますので、こういったことも含めて本年はやっていってはどうかというふうに考えてございます。

それから、2番目に、地域に根づいた活動として学校や地域における普及啓発活動を推進し、これを自主的・持続的な取組につなげていく。

それから、ぜひ今日のこの検討会でもこういう方向が確認できたらと思いますが、関係者の連携を強化して、より一体的な活動として展開をしていくことができればというふうなことで考えてございます。

総務省の研究会の際にこういった取組について御報告させていただいたところ、この研究会の中からでも、こういった取組は非常に重要であって、継続的に実施していくことが適当であるし、また、昨年やった結果に基づいてさらに改善をしていくということがいいのではないかとといったところとか、また、これは昨年もこの取組をやった場合に、教育庁や市長宛てということでこういう取組をやっていきましょうという通知を関係府省のほうから出しておりますけれども、そういったような形で行っていくことが適当である。ただ、去年よりももう少し早く準備もしていくといいのではないかとというような議論もこの場で行われておりましたので、今日のこちらの検討会のほうにも御報告させていただければと思います。

なお、先ほども触れましたけれども、今、携帯電話の利用ということに関しては MVNO の利用というようなことも一つテーマになっておりまして、もう一つ資料 2-2 というのを御用意しておりまして、これは総務省のほうで 10 月 31 日に発表しました「モバイル創生プラン」ということをございまして、1 ページ目で「モバイルは、我が国創生の切り札の一つ」ということで、モバイル通信のサービスを「もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に」ということで進めていくというようなことで方針を出しておりますけれども、その中で、「もっと身近で」ということの中で、安いだけではなくて安心して使えるモバイルの推進も重要ということで、青少年等が安心して利用可能な環境整備を進めるというふうなことも盛り込んでございまして、各論でいきますと、5 ページ目になりますけれども、「安くて安心して使えるモバイルの推進」ということで、この中で MVNO サービスにおける青少年に対するフィルタリングの提供やデータ通信サービスの提供に当たっての本人確認方法について、関係事業者における具体的な取組を促進するというような項目も盛り込んで推進しようということをございまして、そういう意味では、最初の新学期の一斉行動につきましても、こういった方向も踏まえて進めさせていただければと思います。

総務省のほうからは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問ございましたらお願い致します。

私から 1 つ質問させていただきたいと思います。

この新学期一斉行動というのは非常に重要な取組で、この行動を起こすことによって成果も大きいと思うのですが、全国レベルで考えて、どのくらいの規模で行われているのでしょうか。規模というのは、学校数とか人数とかどういう指標でもいいわけですが。

○吉田消費者行政課課長 まず、これは地域だけということではなくて全国規模でやっていきたいと思っておりますが、その中で、学校の具体的な数というのはなかなかはかりにくいところもあろうかとは思っておりますが、ただ、今、総務省の関係で言いますと、各地方に総合通信局というのがございまして、そこを軸にして、ことしは各地域とこれに合

わせた活動とか普及をやっていききたいというふうなことで内々相談もしておりますので、定量的には難しいところがあるのですけれども、全国的に取組を進められればというふうに思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

1 学期とかそういう言い方だと、私は、どうしてもすぐ学校との関係というイメージをしてしまいましたのですけれども。

○吉田消費者行政課課長 そういう意味では、例えば総務省の関係で言えば、要するに携帯ショップのようなところでも改めてフィルタリングの徹底を図っていただく、これは当然全国で行っていただきたいというのもございますし、また、時期的にいつても2月ぐらいの卒業シーズンから新入学の後の4月、5月ぐらいまでにかけてこういった活動をやっていければいいのではないかと考えてございます。

○清水座長 先ほど、関係者との連携というお話もありましたので、例えば文部科学省との連携というのも、この件に関して多少なりともやっていただければというふうに思いました。

○泉参事官 この話にあった新学期一斉行動につきましては、文部科学省も協力をさせていただいております、こちらの御用意いただいた資料にもありますとおり、都道府県教育委員会を通じまして、各学校に、全国の小中高に行き渡るようにということでお知らせを流すとともに、それから、文部科学省のほうでも今回はポスターを作成致しまして、全国の小中高学校に配布する予定であります。

○清水座長 ありがとうございます。

非常に効果があるように思いますので、どうぞ宜しくお願いします。

ほかにございましたら。どうぞ、尾花委員。

○尾花委員 尾花でございます。

毎回、MVNOの話にかみついているようで大変申しわけないのですが、かみつくというよりも確認させていただきたいなと思って、前向きな取組の方向性が見えてきた資料だったので少し安心致しました。ただ、資料2-1のほうにありましたMVNO事業者によるフィルタリング提供促進等を図るというのは、例えば具体的に進んでいるのかなというふうに思って、この2-2の資料を拝見させていただくと、5ページのほうに「本年度中に実施」とか「本年度中に検討・結論」とかといって細かいことが書いてあるのですが、そもそもMVNO事業者さんがフィルタリングに関して正しい認識があって、販売している窓口のほうで説明ができる環境にあるのかというのがちょっと疑問に思っているところです。せっかくこういった形でさまざまな検討をされたり、実施が見込まれているにもかかわらず、窓口で説明をできるリテラシーがない人が売っていることになると全く無駄になってしまいますので、MVNO事業者さんから青少年や保護者へのリテラシー向上に向けてというのがありますけれども、それよりもMVNO事業者さんにリテラシー向上を図っていただくような、何かそういった取組もプラスしていただければいいなと思っているのですが、現状、販売

店はどんな感じでしょうか。もともとの通信事業者さんではないので難しいと思うのです。ただ、その理解ができるような、例えば簡単なフライヤーをつくるとか、一応、販売の窓口立つ人には最低限このぐらい覚えておいてほしいというペラ物でも何かをつくるか、何かそういった働きとかが検討されているのか、それとも、それぞれの事業者さんに任せているのか、まだそのところは未解決でこれからなのかというところを具体的にお知らせいただければというふうに思います。

○吉田消費者行政課課長 MVNO サービスにおける青少年に対するフィルタリングについて、どういう形でどうやっていくと非常に効果的かということについては、今までの大手のキャリアが行うサービスとはやり方等も違うところがありますので、実は今、MVNO の関係者の集まりであります MVNO 委員会という場で、具体的に MVNO の場合についてはこうやってフィルタリングを提供して、こういうような形で利用者に対して説明をしていくと、どういうやり方が効果的なのかということ、これもこの検討会での御議論もありますので、できるだけ早く結論をまとめて進めていくということで御検討をかなり積極的に進めていただいているというような状況でございます。

尾花先生のほうから御発言ありましたことにつきましても、改めて MVNO 事業者さんに対しても、このフィルタリングの提供ということが重要な課題であるということは十分御存じだとは思いますが、改めて確認していただきたいということもありまして、それで、実は、この「春のあんしんネット・新学期一斉行動」といった取組の中でも、本年につきましては MVNO の事業者さんも含めた形でこういった活動をやっていきましようということは改めて御連絡をさせていただければというふうに思っている次第でございます。

○尾花委員 ありがとうございます。

ということは、要するに、MVNO の安くて安心して使えるモバイルの推進ということで MVNO サービスを広げていくためには、青少年も販売のターゲットであるというふうに意識してこれから取り組んでいただけるというふうに考えて宜しいですね。

○吉田消費者行政課課長 そこは、各社の考え方もあります。少なくとも青少年をターゲットにしてこれを促進していこうという場合については、青少年インターネット環境整備法とかもございますので、そういったところの枠組みを前提として進めてほしいということで取り組んでいただくというようなことを考えてございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

それでは、経済産業省からお願い致します。

○佐野情報経済課長 経済産業省でございます。

私どものほうでは、機器メーカーの自主的対応の促進ということに取り組んでおりますが、その具体的な取組を紹介させていただければと思っております。

資料3をごらんください。

年末年始時期でのゲーム機器メーカー3会社でございますが、店頭での合同啓発チラシ

を配布しているという取組でございます。

具体的には、まず3ページを見ていただければと思うのですが、この3ページのようなチラシを販売店舗でお配りしているということでございます。

1 ページ目を見ていただきますと、ここで書いてある3社が取り組んでおりまして、チラシの主な内容としましては、保護者によるゲーム機の初期設定のお願いとか、使用制限機能の利用のお願い、各社のホームページ、問い合わせ電話番号の案内ということが記載されているところであります。

2 ページをごらんいただきますと、実施概要ということでございますが、12月10日からこのチラシ配布をスタートしております。

配布場所につきましては、取引販売店で全国の各店舗で実施しているということございまして、販売店の店頭で買い上げる際に、商品包装とは別にしてチラシを直接手渡しするという取組んでいるということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問ございましたらお願い致します。

私から済みません。12月10日から既に開始されているようですが、チラシがなくなり次第というのは、大体どのくらいの期間になるのでしょうか。

○佐野情報経済課長 それはやってみないとわからないところがありますが、配布部数自体が販売台数の相当数は用意しているということですので、店によっては違いがあるかもしれないけれども、基本的にはそうなることはないのではないかと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

さっと終わるのではどうかと一瞬思ったのですが、ちゃんと残っていることは、多数印刷されるということで安心しました。

ほかにございましたらお願いします。宜しいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後に法務省からお願い致しますと思っておりますが、前回、尾花委員からの御質問がございまして、この点につきまして総務省から御説明下さるということでございます。宜しくお願い致します。

○福原参事官 法務省の官房参事官の福原です。

本日は、前回、尾花委員のほうから児童ポルノ法とクラウドの関係で御質問いただいておりますので、今日は、その法令を所管しております刑事局の坪井とともに来ております。御回答させていただきたいと思っております。

まず、改正児童ポルノ法の規定ぶりのほうから一応確認をさせていただきますと、改正児童ポルノ禁止法第7条第1項は、児童ポルノを所持する行為、児童ポルノ禁止法第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管する行為、この両方を処罰する規定としており

ます。

法務省は、クラウドについての正確な知見は持ち合わせていませんけれども、児童ポルノ禁止法において電磁的記録の「保管」というのは、電磁的記録を自己の実力支配内に置いておくことをいいます。そこで、このような場合に当たるのであれば保管罪が成立することになります。例えば、当該電磁的記録をコンピューターのレンタル・サーバーに保存したり、自己が自由にダウンロードすることができるリモート、これはいわゆるプロバイダーのメールボックスに入れられたメールを閲覧できる機能をいいますが、このような記録媒体に保存する行為については、一般に「保管」に当たるといふふうにされていますので、クラウドがそのようなものであれば「保管」に当たるといえると思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花委員、いかがでしょうか。

○尾花委員 ありがとうございます。電磁的記録だろうねというような話はずっとしていたのですけれども、それが、要するに所持違反の中で保管罪に当たるといことがすごくはっきりわかりまして、これで保護者だけではなくて子供たちにもしっかり話ができると思いますので、大変ありがたい発表でございまして、本当にありがとうございます。

○清水座長 これに関連して御質問ございましたらお願い致します。宜しいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○福原参事官 刑事局の坪井のほうは、また国会の用務がありますので、ここで退席させていただきます。恐縮ですが、失礼致します。

○清水座長 お忙しいところ、ありがとうございます。

どうぞ、総務省からお願いします。

○吉田消費者行政課課長 先ほどの説明で、説明が漏れていたところが1点ございまして、実は、お手元に「インターネットリテラシー・マナー等向上事例集」というのが、これは総務省のほうで10月にまとめたものでございますが、これを配らせていただいております。

先ほどのICTサービス安心・安全研究会のほうでも、これから学校等に「春のあんしんネット・新学期一斉行動」をやっていく場合でも、どういうふうにやっていったらいいかというふうなことで、こういう事例の紹介なんかもあわせて進めていただけるといいのではないかというような御意見もいただいておりますので、今日も参考に配らせていただきました。1点追加させていただきます。

○清水座長 どうもありがとうございます。

ほかに報告事項に関連して御発言がございましたらお願い致します。宜しいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題2でございます。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る報告書の取りまとめに向けた検討」という議題でございます。

これまでの検討会におきましては、関係機関とか団体等からヒアリングを行いましたり、第2次基本計画に基づいて施策の推進にかかわる評価を初め、平成27年度予算概算要求及びこれまでの議論等を踏まえまして、事務局から基本計画の見直しに向けた報告書の構成案及び骨子案が示されているところでございます。

最初に内閣府から説明をいただき、御意見をいただきたいというところでございます。宜しく申し上げます。

○山岸参事官 それでは、内閣府から説明を致します。

これまでの検討会におけるヒアリングや議論等を踏まえまして、基本計画の見直しの提言に係る報告書の取りまとめに向けて、基本的な考え方等の議論に資するように事務局のほうにおきまして骨子案を作成致しております。

資料4をごらんいただければと思います。

報告書の骨子案の構成につきましては、まず、「はじめに」と致しまして、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備に係るこれまでの取組を概観するとともに、基本計画見直しに向けた検討会におけるこれまでの検討状況について概説したいと考えております。

その上で、2と致しまして、「青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題」として、インターネット社会における「青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状」、「現状における課題認識」として、これらの状況を踏まえた課題に係る認識を提示した上、「(3) 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」として、基本計画の見直し等を見据え、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のために求められる今後の取組の方向性について、基本的な考え方を提示してはどうかと考えております。

骨子案の各項目の細目につきましては、これまでの検討会における議論、関係機関・団体等のヒアリング、第2次基本計画の評価等、先ほど御紹介致しました関係省庁の平成27年度の予算概算要求調べ等を踏まえまして、事務局で項目をたたき台として整理したものでございます。検討会におかれまして、これまでの議論等を踏まえて、特に関係者に対して強く訴求すべき事項等を含め、項目立てや内容等につき御議論を賜ればと考えております。

3と致しまして、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言」を記載しております。これは、上記の2の「(3) 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」を踏まえ、基本計画の見直しに係る提言として第3次基本計画の素案たたき台となる施策事業等の内容を提示してはと考えておるところです。

骨子案の項目は、ネット環境整備法に基づく第2次基本計画の柱立てとなる区分け、これは①から⑥と書いてありますが、これをもとに2の(3)で示されております「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」等を反映させたものでございます。今後、本日の議論を踏まえまして、報告書の構成、項目立てについて必要な修正等を行うとともに、関係省庁と協力して、事務局においてそれぞれの記述を文章化して、各委員の御意見を伺い

ながら取りまとめに向けて作業を進めて参りたいと考えております。検討会において項目立てや内容等について御議論を賜ればと考えております。

なお、書面での意見聴取を今後お願いしようと考えておるところでございますが、平成26年度の青少年のインターネット利用環境実態調査等、一部エビデンスのデータの関係で記述がペンディングになり得ることをあらかじめ御了解いただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

資料4につきまして御説明いただきました。この点につきまして、委員から意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、曾我委員、お願いします。

○曾我委員 曾我でございます。御質問をさせていただきますというか、確認をさせていただきます。

前回の見直しのときに青少年保護・バイ・デザインという、青少年がインターネットを使用する場合に安全・安心な環境を企業は、またインターネットを提供するところは意識して施策をしていく、また、技術を開発していくということをお願いし、スマートフォンが一気に普及したときに、LINEの皆さんにはこちらにおいていろいろなお話をさせていただき、さまざまな取組をしていただいたと思うのですが、環境がかなり変わってきたと思います。というのは、今、我々が存じ上げている企業だけではなくて、さまざまな企業が青少年がかかわる可能性のあるインターネットを提供しているのですが、それが安全であるか安心であるかというのは、一般の庶民にとっては非常にわかりづらい状況です。しかしながら、それをわかる状況がフィルタリングだったのかというと、フィルタリングに参加する、参加しないという問題もあり、一体どこを基準にもってそれを確認すればいいのかという状況が非常に見えにくくなってきている。

そんな意味では、この青少年インターネット整備法をどのように改定すれば、青少年が安全に安心して利用できる環境を消費者として確認しながら、利用者として各企業のアプリやいろいろなものを使用できるような環境ができるのかというのは、まさしくここを展開するところの青少年保護・バイ・デザインの意識を全てのインターネットを提供する企業に伝えていかなければならないと思うのですが、それをどのように伝えていくかという中で、我々が企業にお願いするというだけで本当にいいのか、それとも、やはり官民一体となって青少年を守るために、また、安全で安心して使えることは青少年のみならず全ての国民がインターネットをよりよい活用ができる状況になるわけですから、その部分の中でどのような法改正をするといいいのかというのが、やはりもう少し知恵が出てこなければならないのかなというふうに思います。

先ほど、総務省さんのMVNOは、さまざまにフリーにいかにか安く多くの方たちが使いやすい環境になるかということになればなるほど、その辺の重要性が非常に高まってくると思いますので、ぜひその辺の施策にかかわる省庁に関しては、このような方策で今の青少年

インターネット整備法をこのようにするとその辺が担保できる。また、今、企業も取り組んでいるところと取り組んでいないところが物すごく競争がないのです。競争がないというよりも、過去にやっていたところは一生懸命取り組んでくれているのですが、不平等競争の中で競争しているみたいなどころがあるので、先ほどのゲーム機ではないのですが、ここに個社の名前を言っていないかどうかというのは別ですが、一つの会社は、フィルタリングを全部かけておいて、外すために 30 円かかるという施策をしていただいて、そういうところというのはもっとオープンに知らせていって、そういうものはこういう安全が提供されているのですよもっと訴えていかないと、知らないで通り過ぎていくというところもありますので、ぜひそういうものがどうやったら提供できていくのかという仕組みも考えていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○清水座長 質問がありました。御説明ありましたらお願いします。

○山岸参事官 それでは、事務局のほうから 1 点。まさに青少年保護・バイ・デザインについては、第 2 次基本計画の中でも文言として取り入れた概念です。今回、「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」の①として、これをこのような形で提示しておりますのは、まさに新しいサービスや端末がこれだけ広がる中で、このコンセプトというものの、具体的な着地点自身については、曾我先生がおっしゃられた、着地点として何を考えるかという点についてはそれぞれの業界や団体の中でも意見が分かれるところもあるかと思いますが、子供たちを守ろうという原点に立ち返って、その上で端末接続環境を問わずに、受け手の立場に立って実刑的な取組を進めていこうというベクトル、着地点については、いま一度関係者、ステークホルダーが共有すべきコンセプトであろうと考えまして、事務局としては基本的な考え方の一つ目に置いたところでございます。

これについては、中身の肉づけに際しまして、先生の御提示された御発言等も踏まえた上で肉づけを図っていきたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。宜しいですか。

○曾我委員 はい。

○清水座長 ほかにございましたらお願いします。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 1 ページの(3)の基本的な考え方のところで③とございまして、そこで「実証的なエビデンスに基づく PDCA サイクルを意識した推進体制の構築」と書いてございます。その後、各省の施策が並んでいる中でも、数値による事後的な検証、リテラシーをきちんとはかるための指標を活用した取組を推進するといったようなことが入っておりまして、ここのところは私ども大変重要だと思っております。委員の別所も継続的に申し上げてきたところ。啓発教育事業において、現状では多くの場合、回数と人数というところが各省から御報告あるところでありまして、それに加えて、こうした指標などを活用して、どういった効果があったというところも含めて、しっかり評価をしながら

ら、御報告もいただきながら進めていただければというふうに思っております。

もう一つございまして、法務省さんのほうで新たにインターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応というところが新しく入ってございまして、私どもの団体は、今年度からインターネット上のいじめや、いわゆるリベンジポルノに当たるようなものの相談、削除対応をやっております。数は非常に少ないのですが、やはりいただくお悩みというか御相談は非常に深刻なものがございまして、私どもとしては、ネット上に出ている画像とかを削除するというのをやっておるのですが、やっけていて感じますのは、単に画像を削除して終わりというわけではなくて、一旦画像が外に出してしまうと、ずっと不安でその画像を探すといったようなことがありまして、精神的なケアとかも含めて総合的にしっかり対応していく必要があるなと思っております。私どもの業務は、インターネット上の画像等を削除するというところに専念してやっておりますけれども、こういった形で行政のほうで相談等の窓口を広げていただいて、そこで私ども連携させていただくなど、官民うまく連携してこうした新しい問題に対応していければと思っております。ぜひ連携をさせていただければと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花委員、お願いします。

○尾花委員 2つほどあります。1つは、2ページ目の3の「②青少年のインターネットの適切な利用に関する」云々というところで、4番目に「ネット上のいじめ」というふうに書いてあって、これを今、吉川さんのほうは児童ポルノをその中に例として一緒に挙げてくださったのですが、やはり児童ポルノ関係に関しては別個に記載していただけるようなことで検討いただけないかと思っております。

といいますのは、やはりいじめの一環ではないというような部分も多いのと、それから、大人が絡んできているというケースがあるということ、それから、子供たちの認識がどうも間違った認識をしている部分があるということで、児童ポルノに関する正しい認識の醸成と誘発防止ということはすごく大切なことではないかと思っていて、これをいじめやほかのネットトラブルと一緒にたにしてしまうのも、情報モラル教育の中でカバーしようというのもちょっと難しいかなというような気がしております。

先立っての内閣府で行われました児童ポルノの排除シンポジウムの際にも、やはり児童ポルノに関しては別個にいろいろ考えないと、自撮りによるものというのも多くて、子供たちの意識も高めないといけないという点もございまして、そもそも「児童」という名前がついているので小さい子供だけが対象なのではないかという大人も子供も誤解している部分がありますので、せつかく児ポ法が改正になり、リベンジポルノに関しても新しい法案が成立したということで、ここを一つできれば追加していただきたいというふうに思っております。これは意見です。

もう一つは、次のページの③のところなのですが、「事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底」というところが、フィルタリングの提供義務というところが一体

どこまで及ぶのか、また MVNO たたきみたいな発言になってしまって恐縮なのですが、そういうことではなくて、要するに、通信事業者さん以外のところでもきちんと提供しなければいけないというような、「提供しなければいけない」という言い方がもしきつようであれば、「提供することが望ましい」とか「提供するように検討してほしい」みたいなことで何でもいいのですけれども、通信事業者以外はここを読み飛ばすような内容ではないことに工夫することができないかというのは一つ御質問を兼ねたお願いでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

2点いただきましたが、児童ポルノについては非常に重要な御発言と思っておりますが、今、ここでの②の整理というのは、各関係府省が行っていることを当てはめていったというようなニュアンスですので、この点については、また事務局から説明いただきますが、別にどういふふうにするかというのは検討していただければと思います。

2番目の御質問がありましたので、お願いします。

○山岸参事官 まず、1つ目の児童ポルノの部分については、今回は、3の部分は関係省庁の個別の施策のところを第2次基本計画の枠の中でお出ししておりますので、これはまた書きぶり、場所等については検討させていただきたいと思っております。

③の「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」の部分については、現行の第2次基本計画の構成について、総務省、経産省とも協議をした上で、たたき台としてお示しするに際して縦割りのな枠組みのところはこれを見直した上で、1の「事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進」に続ける形で、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進という形でまとめさせていただきました。

これは、先ほど曾我委員のほうからもありました今後の取組の方向性を、次期基本計画の中では義務かどうかということよりは、着地点についてきちんと見通しを出していこうということでこのような形で御提示をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

国分委員、お願いします。

○国分委員 この資料の4ページ目の最後のところに「推進体制等」とあるのですが、その中の3で「国際的な連携の促進」と、もう一つ上の「国内外における調査」では「諸外国の取組の調査」とかとあるのですけれども、推進体制について地方公共団体、保護者はいいのですけれども、「事業者及び民間団体等との連携体制の活用」とありますけれども、これのイメージしている事業者というのは、例えば携帯の事業者とか、MVNO もありますけれども、何となく国内の企業というイメージがまずあるのではないかというふうに思うのです。だけど、実際、SNS とかツイッターとか、この間 LINE にも来ていただきましたけれども、フェイスブックとか、海外に根っこがある企業がほとんどで、もちろん日本に出先

がありますから、そことコンタクトしてある程度のことはできるのですが、私どももツイッター社とは米国のほうの担当者とお話しする機会があって、そうすると、やはりヨーロッパとかアメリカの社会というものにおける企業の社会的責任というのは、大体みんなすごく強く持っていますから前向きに対応しようとするのですが、何となくこの体制で今までずっと国内の企業と国内の自治体とというような、そういうイメージのもとでインターネットの今後の展開ということを考えると少し実態がずれてくるのではないかなというように見通しといたしますか、そういうふうを持つのですが、今後のことを考えてその辺のところも少し配慮していただきたいと思います。

○山岸参事官 ありがとうございます。ここに記載の推進体制の項目の出し方は、現行の2次の基本計画と同じものを並べておるところです。事業者としては、当然、本拠地、拠点がアメリカとか外国にあるものも含んでいると認識をしておるところですが、御指摘ありましたとおり、我々のほうからも子供の件とビジネス検索等の情報提供をさせていただいておりますが、やはり国際的なスタンダードですとか、多国籍企業のグローバルな取組の展開というものを、日本から外に出ていく、もしくは外国から日本で展開すること、両建てで見なくてはいけない。その上で、それぞれの取組のスタンダードについても勘案していかなければいけない点はまさに御指摘のとおりだと考えておりますので、項目の立て方も含め、また、肉づけに際して御意見を勘案して参りたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

いつもは高橋委員が発言されるのが、今日は静かなのでどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 今日はおとなしくしておこうかなと思ってあれなのですけれども、これだけまとめていただいて非常に感謝しています。ただ、今、今後いろいろな意味でネットが変化して行って、当然、総務省さんたちが、今ずっと管理しているSIMロックだとか、そういった状況が変わっていることはよくわかるのですけれども、この1年、2年ずっと言い続けていたのは、今の子供たちに対してどう対応していくか、まずその第一歩がうまく出ていないので、それをどうやって対応していくかということをお願いしたいということをやっと言い続けてきたのですけれども、そのためには何かというと、多分今日、高校生がいろいろな意味で発表するのですけれども、フィルタリングということがどれだけ効果があるかということは、実際使っている子供たち自身も非常に感じているわけです。それが任意加入みたいな感じになってしまって、全部きばを抜かれたような環境を現在つくっていること自体がおかしいのではないかな。

特にこの会議で何を持ってきたかということ、子供たち、青少年のための健全に安心して使えるネットに対する環境づくりということでこの会ができたはずなのに、だんだんそれが今の技術の進歩と同時に、エリアが広がっていくことに関しては私たちも理解をするのだけれども、大もとの蛇口を閉めることをまだ忘れたままになっているのではないかと

いう気がしてならないのです。

ですから、リベンジポルノにしてもそうですし、いろいろな意味で、サイトで中学生か小学生かわからないですけれども、顔を出さない、たまには顔を出している写真もあるのですけれども、実際、私も見せてもらいましたけれども、すごいショックでした。小さい子供の裸がネット上に出回っていること自体が、まだそういった現状が続いている、そのためにはどうすればいいか。1つは、フィルタリングを強制的にかけることをすれば、その大きなガードフェンスができるということをおもひながら、そこにもかかわらず、そこに一歩踏み込めない、その壁とは何なのだろうか。それは業界の意向なのか、それとも行政上の問題なのか、それとも何かすると大きな壁がまだほかに見えないところがあるのか。ですから、できる壁であれば一つずつ取り壊して行って、また新しい壁ができれば、それに対してみんなで考えていけばいいのではないかと気がしてならないのです。

ですから、その大もとを忘れないで、いろいろな枝葉のほうにずっと発展して、当然、こういったネットに関しては進歩が激しいですから、それはすごい進歩していただきたいのですけれども、やはりネットに一番初めにかかわる小学生、特にほとんど毎年一緒なのですけれども、そういったチェーンメール的な既読だとか、そういったネット依存症にかかるのも4年生、5年生というのも、データも山ほど出てきていると思いますので、もう一回その辺をやっていただければと。

そういった点では、今、ずっと文科省、総務省さん、いろいろな今まで事業の報告をいただいた中で、文科省さんの動きというのが非常にスピード感が出たなという感じがして、学校と子供たちと家庭が一体となった動きが本当の意味でできた、先生が目覚ましてくれたかなということに関しては、文科省さんに関しては評価をしていきたいと思うし、ただ、来年度の予算を見てもほとんど文科省さんの予算が多いのですけれども、総務省さんを初めほかのところも予算がつくのであれば、もう少し一斉行動にしても何にしても、何でもかんでも業界任せではなくて、国としても予算が通って、もっと積極的に活動してもいいのではないかと、何千億、何兆円持っていけという話とは違いますので、その辺を少し考慮していただければ。

ただ、最後にもう一回言いますけれども、基本を絶対忘れないで、これから積み重ねて行って最終的な結論を出していただきたい。そうしないと、何のための会議で何回も見直しをやってきたのかわからなくならないようお願いしたいと。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

関連してかもしれません。どうぞ、お願いします。

○尾花委員 私もずっとフィルタリング、フィルタリングと思ってフィルタリングに注意をしていたのですが、最後のページのほうにプライバシーのことは書いてあるのですけれども、このところ個人情報の流出とかID、パスワードを盗まれるというようなケースも大変多くなってきていて、ウイルス対策というかセキュリティーに関することをもうちょっ

と取組の中に今後つけ加えていくのもいいのではないかと。内閣官房のほうには NISC とかもありますので、そういった意味で、セキュリティというのは大人も子供も一様にしっかり気をつけなければいけないことで、フィルタリングと同じように、事業者さんのほうからはサービス提供の一つのアイテムとして提供されているにもかかわらず、全員が入るかどうかというところではない。そういうような環境の中で、世界的にいろいろなパスワードが盗まれて、クラウドをあけられてしまうとか金銭がだまし取られるというようなケースがことし大きく、要するに一般のユーザーさんまでそういったケースで巻き込まれることが多くなってきていますので、セキュリティに関する項目をどこかで検討すべきかなど。やっていただける内閣官房みたいなどころがあるので、ぜひそういったところも今後検討課題の中にひとつ入れていただければというふうに思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員から根本的なお話で、一步進める壁ということでは言われたのですが、いろいろな壁があるだろうと、それを明確にしてというお話で、後追いはなく、今回のこの提言の中で基本的な考えを入れるべきというような意見にとらえました。

今、尾花委員が、その一つのポイントとして情報セキュリティの点という御発言があったということで、その壁をもう少しみんなで見えを出し合う必要がある、高橋委員のお話ではこういうことで宜しいでしょうか。

○高橋委員 いいです。

○清水座長 それから、情報セキュリティにつきましては非常に重要な課題ということで、総務省とか経済産業省でかなり取り組まれていると聞いているのですが、その点につきまして、この提言にもし関連して御発言があればお願いしたいと思います。総務省の取組もちょっと御紹介いただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、経済産業省でしょうか。

○吉田消費者行政課課長 情報セキュリティにつきましては、青少年に限らず大人も含めて一般に進めていかなければいけないということで、この分野でありましたら NISC さんとか経産省さんと連携してということもありますけれども、青少年にも当然かかわるところなどありますので、特に周知啓発なんかについてはそういう要素も入れて進めるということもやっておりますけれども、また、今日の検討会での御議論も踏まえて、十分関係部局とも連携してやっていきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

経済産業省さんは、何かありますか。特にないですか。

○佐野情報経済課長 私どものほうでは、必ずしも青少年に限定したセキュリティの関係のものはやっていないわけですが、何ができるかは検討してみたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、事務局からお願いします。

○山岸参事官 尾花先生の御指摘でございますが、インターネットのいろいろなトラブル

の状況等については、消費者白書等の中でも今回まとめられておるところでございますが、それはトラブルや相談等の中身を見てみますと、青少年のインターネット利用を管理する保護者自身のインターネットリテラシー、メディアリテラシーが十分でないことがうかがえまして、これについては消費者教育、そして、個人情報保護のいろいろな普及に際しても指摘をされているところです。特に大人としての適切な生活習慣が身につけているのかという点について疑念を持たれるような取組もあるところ、それが子供等である青少年のインターネット利用環境にも無視できない影響を与えているのではないかという指摘も出されているところです。結果として、子供に対する保護者の見守り管理が十分にできていない場面というものも増加しているということも指摘されているところでございますので、そのような観点から青少年及び保護者等に対するインターネットリテラシー教育の充実強化の枠の中で、御指摘の論点についても肉づけを考えていければと考えております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきましたように、この観点に関しては保護者の指導力というのは非常に重要な意味を持っていると思います。IT 総合戦略本部の中で、創造的 IT 人材育成方針というのを昨年 12 月に出されていますけれども、そこにも保護者の子供に対する指導力ということが重要という記述もあります。その中に、尾花委員が言われました情報セキュリティに関する安全・安心について記述をされていて、それをどうするかというのはそのほうでも検討を始めているということでございます。

いずれにしても、今回、この資料 4 につきまして事務局から御説明いただき、各委員から非常に重要な御意見をいただいたところであります。ここで重要なことは、提言という形で事務局でこれから委員の意見を踏まえて、また関係省庁との関係で議論しながら、この点をどのようにまとめていくかということが非常に重要な課題というふうになっていると伺っております。

これをまとめるに当たりましては、インターネット規制法ができていろいろ取り組んできている中で、高橋委員が言われるように、いろいろな課題が見えてきていて、どういうふうにしていけばいいかということはこの提言の中で明確な形をまとめることができ、今後の方向性が示されればいいと私自身は思っているところであります。

また、昔、国民運動という言葉もあったのですが、先ほど総務省から説明がありました一斉行動というような形で行うことによって、多くの人たち、多くの関係者が一堂に会して、この観点に関して関心を持ってもらうということであると考えます。この提言が政策的にわかるということも重要ですが、一般の国民がわかるような形の提言というのを別枠でつくるかどうかわかりませんが、そういうような形で進められればいいと思っております。

以上が議題 2 でございますが、ほかに御発言ありましたらお願いします。

どうぞ、曾我委員、お願いします。

○曾我委員 今、座長のほうでいろいろおまとめいただいて、それは大変ありがたいことで、そのように進めていただければいいのですが、一つフィルタリングについて皆さんに考えていただきたいことがあります。これだけ各いろいろな道具を持っていて、一つ一つにフィルタリングを有料でかけたら、例えば家庭の中に20個あったら20個分かかるわけですね。それだけ全てがインターネットに通じる道具になってきたとなると、かけたくても非常にコストがかかるためにできないということにも将来つながってくることもあります。だから、安全・安心をどうやったらもっと全体でくくってやれて、それを国民が安く利用できるようにするかというのは、今後物すごく大きなテーマになってくるような気がします。

今、一つ一つにかけることを考えているのですが、インターネット全体がどうやったら安心な道具になっていくのかとなると、そこに究極いつていかないと、安全な道具だけを使うということになれば全ての道具が使えないということになりますので、ぜひ企業はその辺も今後考えていただきたい。それが先ほどお話しした、30円はかかったとしても、基本的に外すのに30円ですから、全て製品を発売するときにそこまでインクルードして料金形態を出していただけたらわかるわけです。ところが、そうでなくて、それは別途幾らですよとなると、必ず別途の料金を保護者が考えて導入しないみたいな形になってしまったりするところがあるということも、そういう心理的なものもぜひそういうふうな形にならないような環境づくりをお願いしたいというふうに思います。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 その考え方には、私は余り賛成はしていませんけれども、基本的に携帯電話を使うのは子供の間で、一般の社会人に普及している携帯電話は相当数ありますし、それを一つ一つ全部フィルターをかけるかという、その必要性まではないのではないかと、いうふうに正直思っています。

それと、以前、携帯屋の社長さんと、どことは言いませんけれどもお話をしたことがあるのですが、今、みんないろいろなサービスで、パケット料金のサービスだとかそういうものを込み込みで幾らですとやっているのであれば、その中に一緒にフィルタリングの分も、子供たち専用のやつがセットできないのだろうか、そうしてしまえば表に出てこない。ある一定年数して、そのまま継続してもいいし、だから特別料金としてあえて設定をすると、かえって、今、曾我さんが言われたみたいに高いというイメージがあるのです。単体に対してフィルタリングをかけた場合のものが高い。だったら新しいやつを買ったほうが早いよねという感じになってしまうので、そのところをうまく行政のほうで指導していただいて、業界をリードしていただいて、やる以上はどういった方法がいいのか、そして、業界も困らない方法はどうすればいいのか、具体的に会社の経営もあるでしょうから、その辺を圧迫しない範囲内でどういうふうにすればいいかということ逆を聞き取っていただいて、そのかわり、ぜひやる方向で検討していただきたいというような強

い指導をしていただけるとありがたいかなと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに御発言ありましたらお願い致します。宜しいでしょうか。

どうもありがとうございました。この議題2は、基本計画の見直しに向けた要の部分でございます。したがって、本日、御意見をいろいろいただきましたが、さらに追加すべき論点とか御意見がございましたら、ぜひ書面で事務局まで積極的に御提出いただきませうようお願い致します。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、続きまして、議題3に入らせていただきたいと思います。

議題3でございますが、「高校生 ICT Conference 2014～考えよう！これからのスマートなネットの使い方・あり方～」の代表者による発表についてでございます。

昨年並びに一昨年も御報告いただいておりますけれども、本日は、まず、高校生 ICT Conference 2014 の概要につきまして、大阪府の羽衣学園高校の林姫穂さん、大分県別府青山高校の佐藤多加良さんからカンファレンスの結果について御発表いただき、その上で意見交換をさせていただきたいと思っております。

昨年も高校生の御発表をいただいて、本当に高校生が自ら体験した経験を自分の言葉としてお話しいただきまして、多くの委員が非常によかったということを感じているところであります。本日もどうぞ宜しくお願いします。

それでは、それに先立ちまして、本検討会に対して傍聴者からの高校生の最終報告について、写真撮影の許可が申請されております。検討会では、原則、傍聴者の撮影、録音は禁止しているところでございますけれども、この事案につきましては、高校生お二人の活動の一環として、その記録を残す意味が非常に大きいと考えまして許可したいと思っておりますが、委員の皆様方、許可しても宜しいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、写真撮影、録音を許可させていただきたいと思っております。

なお、撮影に際しましては、議事に影響を及ぼさないように慎重な対応をお願い致します。と思うところでございます。

それでは、最初に高校生 ICT Conference に参画しております羽衣学園高校の米田先生から、昨年も御報告いただいておりますが、ことしの高校生 ICT Conference について簡単に御紹介させていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

○米田先生 皆さん、おはようございます。いつもお世話になっております。今回も本当に貴重な場をいただきまして、ありがとうございます。簡単に御報告させてもらいまして、後ほど高校生たちの発表というふうにつなげさせていただきたいと思っております。

今年度で2011年からやって参りまして、2011、12、13、14ということになりまして、今年度のテーマは、「考えよう！これからのスマートなネットの使い方・あり方」というふうなことで、全国同様に5か所、札幌、東京、大阪、奈良、大分ということにさせていた

できました。参加人数は 44 校 221 名ということになりまして、前回 11 月に、その 5 地域から集まって参りましたメンバープラス、本年度は沖縄県からも 1 つ招待ということで、沖縄のほうで高校生たちがいろいろ考えているという取組も含めまして、それを 11 月にもう一度みんなでまとめまして、最終的に今日は 2 名の代表生徒が、その中で出てきた全国のことをまとめたのお話ということにさせていただきます。

ことしの大きなテーマは「考えよう！これからのスマートなネットの使い方・あり方」なのですけれども、それぞれ分科会的に 1 回、2 回ということのちょっとした小テーマは、1 つ目が「小中学生に伝えたい情報モラル」、実は、これは昨年度、清水先生のほうから御提言いただきまして、高校生で実際に小中学生に向けて具体的に考えてみたらどうですかというふうなことをいただきましたので、それを踏まえて、本当に高校生たちが実際に考えました。後であると思いますが、大阪のほうでは実際にそういった形で中学生に対して講演という形も動いたというのが今年度の部分になります。

2 回目の小テーマは、「2020 年の ICT 環境を創造する」ということで、今日、実はちょっと少ないのですけれども、オリンピックに向けてということもありまして、そういった流れのお話になると思います。

では、早速ですけれども、ここで 2 人、今からプレゼンテーションソフトを使ってお話しさせていただきますので、宜しくお願い致します。前のほうをごらんいただきまして、上に上がらせていただきます。

全国の部分と 11 月にまとめた部分を、今回、2 人が、本当に今の時代なので、SNS ソフトを使って遠隔でやりとりしてつくり上げたプレゼンテーションになります。

では、2 人、用意できたらお願いします。

○林さん 今からプレゼンテーションを始めたいと思います。

羽衣学園高等学校林姫穂。

○佐藤さん 大分県県立別府青山高等学校の佐藤多加良と申します。

○林さん 「ネットとの上手な付き合い方」。

(PP)

○佐藤さん スマートフォンやパソコンなどで相手とやりとりする上において、自分たちが身につけておく大切なこととして、まず、相手のことを考えて思いやること、これはまず大事なことのひとつだと思っています。

(PP)

そして、ネットを使う上で、ネットの光と陰という部分があると思います。

まず、光というのは、便利な部分として、情報をやりとりすることでたくさんの人と交流することができるということが 1 つと、生活にも役立ち便利、これは、地図アプリや翻訳など、辞書などを使っていろいろなことに役立って便利に使うことができるところが光の部分だと思っています。

そして、陰の部分として、犯罪に巻き込まれる可能性がある。使い方を間違えれば、一

度発信した情報は二度と消せない、先ほど言ったとおり、画像などは消しても残ってしまうこともあり、いろいろな犯罪につながるがあると思います。

(PP)

そして、最初に申したとおり、思いやりを心に。日本人は、昔から思いやりの心を持っています。そして、それは人と接する上で大切なことなのですが、それはネットでも変わらないということが1つ覚えていてほしいことです。

(PP)

○林さん そして、私たちが小中学生に伝えることとしては、「ネットの仕組みと怖さ」。ネットというのは世界中につながっていて、一度発信すれば、それは世界に発信するのと同じということで便利だけれども、その反面、危険なこともたくさんあるということ。

「個人情報の大切さ」。個人情報は、氏名、年齢とか生年月日とかなのなのですが、身長や体重まで個人情報に含まれているのだよということを知らない小中学生が多いと思うので、そういうことも伝えていきたいと思います。

「思いやり」は、ネットを使う上で相手の顔が見えない分、より思いやりの気持ちを大切にして接さなければならないということ。そして、ルールを自分で決めて、それを守るのも思いやりの一つだと思います。例えば、ネットを使う上で他人には迷惑をかけないでおこう、そしてそれを守ろうというのも、相手とのやりとりの中ですごく重要なことだと思います。

そして、「依存」。これは、この前、中学校に行ったときにも、依存というのを感じているという子が多かったのですが、そういった依存というのも気づくことが大切なのだよというのでも伝えていきたいと思います。

先ほどからありますように、「フィルタリング」。実際にフィルタリングを使っていない子たちに聞くと、LINE とかが使えなくなってしまうから、それは嫌だといってかけない子が多いのですが、そうではなくて、段階的にかけることができ、LINE も使えるけれども有害なサイトはブロックしてくれるフィルタリングもあるのだよということも伝えていきたいと思います。

(PP)

では、どうやって伝えるかということなのですが、「出前講座」は、小中学校へ行き、出前講座をする。自分たちの経験などから伝えられるというのがありますが、先ほども言いましたように、私は先日、ある中学校へ後輩と一緒に6人で全校生徒300人を相手にスマホについてのプレゼンテーションをしてきたのですが、結構真剣になって聞いてくれる子が多かったし、自分たちの経験からこういうことはしてはだめだよとか、例えばちょっとぐらいいやという感覚で課金とかしたらだめだよとか、そういったことも伝えましたし、そして、私たち行ったみんなも、ふだんから携帯を使い過ぎているというのを自覚しているし、自覚して、そこからどう依存と立ち直るかとかいうのを考える、向き合うことも大切だということも伝えました。

先ほど米田先生がおっしゃっていたように、沖縄県では、全県立高校で、高校生がつくったネットやスマートフォンのルールやマナーを記載したハンドブックというのを全県立高校の生徒へ配布していて、それを私たちの周りからも発信していけたらいいなというのを思っています。

そして、「企業講座」というのは、企業の方に来てもらって講座をしてもらうので、私の学校でも LINE さんであるとか、グリーさんであるとか、そういった企業の方に来て講座をしてもらっていて、企業の方に来て講座をしてもらうには、大人の立場であるとか専門的な観点から伝えられるというのがあって、やはりプレゼン力もすごく身に入ってきますし、こういったビジネスというのもこれからどんどん盛んになっていくのではないかとこのように思います。

(PP)

○佐藤さん 2020年のネット環境として、今よりもネットの通信速度が速くなるということと、今、眼鏡型や腕時計型の新しい端末も出てくるので、また一風変わった新しい端末も2020年に登場するのではないかとこのことで、そして、2020年、さまざまな端末や通信速度が速くなることによって、ネットがより身近になるということがあると思います。

(PP)

そして、その2020年に向けてネットについての正しい知識、仕組みや怖さについて知らない小中学生が結構いるので、それについて正しい知識を教える、そして、その教えることによってネットに対する意識を変える、相手に対する思いやりや光と陰について知ってもらうことで意識を変えることができると思います。

そして、そのようなことを伝えるためには教育が必要だと思っています。情報の教科書、情報の授業、そのような教育が必要だと思っています。

(PP)

○林さん そして、私たちの提言としては、学校での情報教育の導入で、「2020年までに」と書いているのですけれども、ほとんどの学生が情報教育を受けられるように、2020年というのはオリンピック開催の年でもあり、そういったオリンピック開催の年というは過去にもあったように、いろいろ整備されたり新しいものが出てくるきっかけになる年でもありまして、そういったところでもっとスマートフォンよりすごい端末やすごいネットが出てきたりすると思うので、そういったときにうまくそういったものを使える人たちというのが必要になってくると思うので、だからこそそういった情報教育をちゃんとしてほしいというふうに思います。

(PP)

では、どうやって情報教育をするかということなのですが、題材がないとどうやって授業をしたらいいかというのがわからないと思いますので、教科書、例えば国語や数学のように年代に応じた教科書、小学校ならちょっとかみ砕いたものであるとか、中学生であればちょっと難しいようなこととか、高校生であれば問題提起で考えさせられるような内容

とか、そういった年代別に応じた教科書。イラストなどを用いて、字ばかりではなくてイラストでちゃんと心に残るような教科書といったもので最低週1回の授業。どこの学校でも同じような授業というのは、例えば情報に強い学校だと情報教育というのが盛んでいろいろなことを知っている。逆に、情報というのが盛んでない地域では、情報教育が全然なっていないというのはすごく格差が出てしまうと思うので、そういったことがないようにどこの学校でも国語や英語や数学や英語のように同じような教育をすることが、これからのネットが発達していく中で大事だと思います。もちろん技術面でもそうですが、知識やモラルとかそういったことをちゃんと情報教育していくことが重要になってくると思います。

そして、「ディスカッション」とあるのは、私たちは ICT Conference で同じ高校生と同じスマートフォンやネットの問題について議論をしてきて、新しい問題を発見したりそういったことをしてきましたが、そういうのは本当にごく少数で、そういったことをみんなで広げていけば高め合えるし、コミュニケーション能力とかプレゼンテーション能力とかというの也能高めることができます。

(PP)

○佐藤さん ネットの仕組みや知識を学ぶだけでも学生たちの意識は変わってくるということで、そうすることによってネットを有効に活用できる学生がふえる、こういうことは犯罪に巻き込まれる学生も減りますし、ネットをもっとうまく使うことによっていろいろな人とかかわりを持つこともできる、そういったことが情報教育の意義だと思っております。

(PP)

○林さん まとめとしましては、こういった熟議を通して活動している高校生や講演を行っていただいている企業さんだけでは限界があります。なので、国での情報教育の導入をお願いしたいです。これから、そういったモラルとか知識というのが本当にない子に対してすごくつらい社会といいますか、ネットがどんどん発達していくのに自分は何も知らないという子がふえたらだめだと思うので、私たちは知っているからこういった活動に参加して学ぶことができますけれども、そういった場がない子たちには、では、どうすればいいのかというふうになりますので、私たちの2014年の提言としては、情報教育の導入をお願いしたいということになります。

御清聴ありがとうございました。これで発表を終わります。(拍手)

○清水座長 米田先生、林さん、佐藤さん、本当にすばらしいプレゼンテーションをありがとうございました。

それでは、ここで、ただいまの御発表につきまして、高校生との質疑あるいは意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞ御発言をお願い致します。

○尾花委員 口火を切らせていただきます。

お二人ともありがとうございました。私は、たまたまおととい日曜日に大阪でやったス

マホサミットも見てきまして、中学生、高校生の取組、高校生 ICT Conference も 1 回目からいろいろと参加してお手伝いさせていただいているので、とてもよく皆さんの発表がどんどん成長しているのも、それから、現状がどんどん変わっていくのも、子供たちの現状に対する対応力がどんどんついてくるのも、経年経過をずっと見てきているのでよくわかりました。

実は、大阪のスマホサミットのときに、兵庫県立大学の竹内先生のところの生徒さんからちょっとおもしろいことを聞きました。それは、今の 3 年生、4 年生は、入学式のときにメールのアドレスを聞いたり、電話番号を聞いたりして交換して、やりとりをして友達関係が始まった。でも、今の 1 年生、2 年生は、入学式のときにはもう 100 人ぐらい LINE でつながっている。それはどうしてかということ、例えばツイッターとかで何々大学合格したとか、何学部だとかということのを何となく広まることによって、そこでグループができて、入学式のときにはそうやってつながっている人たちがとくに仲のいい状態で入ってくる。逆に入学式とか学校が始まった後にぼつんとしている子もいる。それは、そういった SNS の中に入ってこなかったのも、もう既にできてしまっているお友達のグループの中に新たに入るのが意外と大変そうだなというような話を聞いて、もう今の 1、2 年生と 3、4 年生でそれだけ違うのだなということを実感したのです。

そこで、お二人に質問なのですが、ということは、高校時代にツイッターで大学の結果報告とかをし合っているということになるのだなと。ツイッターとかフェイスブックとかそういった SNS で安全にまだ知らない同世代の人たちとやりとりをするのに対して、例えば不安はないのかなということと、それから、それが安全にできる自信があるかということと、安全にできる方法を教わったり、見たり聞いたりしているのかということ、この 3 つを聞かせてほしいなど。多分、お二人には近々そういった環境が待っていると思うので、現状でいいです、御自分たちの感覚でいいので教えてください。

○清水座長 どうぞお願いします。

○林さん そういったツイッターとかフェイスブックで何々大学合格したよというふうを書くのは、友達をつくる面ではいいかもしれないのですけれども、個人情報流出であるとか、誰が見ているかわからないというのでは不安もありますし、そういったことを安全に使うといいますか、交流する上で、ツイッターにも鍵かけとかがあったりして、それだと他人に見えないから外してしまうというのがあって、そういうことをすると不安になって安全ではなくなるのですけれども、大学での友達づき合いのことを考えると、やはりそうせざるを得ないのかなという社会の現状といいますか、実際に中学校の私が高校に入学するときも、そのときはツイッターとかはやっていなかったのですけれども、プロフというのがありまして、そこでたまたま見つけて掲示板とかで絡んで仲よくというのがあったので、やはりそういった LINE とかが発達していくと、そういうことがないと逆に入れなくなってしまふから、そういうふうに行ってしまうというのがあって、安全に使うためにはどうしたらいいのかと考えると、周りでも自分の学校名をさらしている子とかがいっぱい

いて、安全ではないけれども、でも交流するためには仕方ないというのがみんなの中にあるのではないかというのがあります。

これからセキュリティーとかそういうのもなってくると、私も今、自分で何を言っているかわからないのですけれども、社会と私たちの中の認識というのがちょっとずれているのかなという感じもします。ツイッターで交流するのが私たちは当たり前だけれどもというのとずれているのかなという感じもします。

○尾花委員 ありがとうございます。

ということは、安全ではないけれども仕方ないというのが一番大きいところなのかな。安全に使える自信があるからやっているわけではないし、逆に安全に使える方法を教わる機会も今のところはそんなにないということですね。ありがとうございます。

では、佐藤さん、お願いします。

○佐藤さん 自分はツイッターやフェイスブックはしていないので、それをかいま見るとはあって、LINE の中でどこの大学に受かりましたというツイッターの、自分も仲間に入れてくださいみたいなことがあって、そこでもう派閥ができ上がっていて、自分はそういう派閥に入れないので逆側なのですけれども、もし自分がツイッターとかを始めて、そういった大学に受かったという情報を外に出すときは、不必要な自分の、受かってうれしかったですみたいなことをみんな書いているのですけれども、それ以外の個人情報、自分にかかわることを載せなければ、幾らか個人情報の流出という面では防げると思っています。

○尾花委員 ありがとうございます。

そうですね。別に友達を見つけるためだけのアカウントをとるみたいなことをして気をつけてやればいかなというようなアイデアですね。そんなものが高校生自身の口から出てくるのがとてもほっとしました。

私が説明してしまうとあれだなと思って、出てこないかなと思ったら、今言ってくれたので、高校生もちゃんと考えるとそこに行き着くのだなというのがとてもわかりました。でも、逆に安全ではないけれども仕方がないという本音も聞いたので、大変参考になる御意見でした。ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、国分委員。

○国分委員 6 ページに「出前講座」のところで、自分たちの経験などから小中学生に伝えるという、非常にいいことだと思いますが、この経験というのは、自分自身が経験したこと、あるいは友達が経験したこととか、その結果、例えば犯罪にひっかからなくて大丈夫だったという、ヒヤリとしたけれども大丈夫だったとか、この中身を知りたいなというふうに思います。

実は、私のところのインターネット協会でも、子供だけではなくて大人に対してもなのですけれども、ネットでこういうトラブルに遭遇したけれども、それをうまく解決してきたとか、そういうものの手記を募集して、近く発表しますけれども、そういうことをやる

うとしているものですから、自分たちの経験というものの中身を教えていただければ非常にうれしく思います。

○林さん 私がネットを使い始めたときというのはガラケーで、スマートフォンというのがなく、そういった何もない空っぽの状態からネットを使い始めたわけなのですけれども、そういった中でSNSをすると、こういう書き込みをしたら消されるのだとか、そういったことを一から学んでいったといいますか、中傷の発言とかをすれば運営から消される、それはだめなのだ。それは現実でも考えてだめだし、現実でだめなことはネットでもだめなのだということをリンクしていったり、あと、自分的に課金していた時期もありまして、そういったことも小中学生には「課金したらあかんで」みたいな感じで伝えていたり、実際に自分でルールというのを決めていたり、例えば他人の迷惑にならないようにしようとか、誰が見ているかわからないというのも頭に入れておかなければいけないという、自分の考えたものとか、例えば先生から教えてもらったこととか、そういったことも経験として小中学生に伝えていきました。

あとは、ネットのニュースとかでよくある、出会い系サイトを通じて変なことに遭ったとかというのを見て、ニュースとかそういうのを見て自分で蓄えていって、こういうことをしたらだめなのだとかというのを私は経験していて、出前講座をしたメンバー自身もそういった経験をしていて、ルールを決めていてというのがあって、それが私の自分の体験として伝えたということです。

あと、依存というか、使い過ぎているなと感じるのも、たまにトイレにまで携帯を持っていってしまうとか、御飯中も気になるとか、そういったことも自分の経験というふうに私の中では置いています。答えになっていますでしょうか。

○佐藤さん 自分は、スマホを持ち出したのが4か月前ぐらいなので、自分が何か経験したということはないのですけれども、自分の周りの友達が、例えばLINEのアカウントを乗っ取られたりしたことなどを、他人から聞いた話ですけれども、こういうこともあるのだということを伝えていければいいなと思っています。

○国分委員 本当にありがとうございました。プレゼンテーションもすばらしく、今の質問に対する答えも非常にわかりやすくてよかったです。どうもありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

ほかにございましたら。どうぞ、曾我委員。

○曾我委員 毎年勉強させていただいてありがとうございます。

ちょっと御質問というか、最初にこういうネット関係のいろいろな道具を使うときに、最初から自分で安全に使えるような環境の中で使おうとして動くのか、それとも、最初はそうではなくて、やはりみんなが使っているものとか便利だというものにぱっと飛びついて、それで先ほどのように学んでから、こういう使い方をしよう、こういうふうにしようというふうに変化していくのか、これというのは物すごく入り口のところが大事で、皆さんのその経験が多分すごく出前講座につながっていると思うので、普通の子たち、あなた

方もそうだろうけれども、普通の子たちというのは、最初はどのようなふうに使いはじめちゃうのですか。

○林さん 私が中学校3年生のときにすごくスマホが主流になって、みんな新しい物好きといますか、それでどんどんガラケーからスマホとなって、後者のほうで何も知らなくてとか、そういったはやりの中で使って、その中で学んでいくということが多いのではないかと、私の周りとか私の経験としてはそう思います。

○曾我委員 落とし穴に入りやすいよね。

○林さん そうですね。

○佐藤さん 自分も似たような形で、中学3年のころはみんなガラパゴス携帯のパカパカの携帯だったのですけれども、自分が高校に入って1年生のときに周りの8割、9割がほぼスマホで、やはり新しく出たのがそのときぐらいだったので、みんな使い出したと思うのですが、最初にLINEとかが出てきたときは、多少いざこざというか、現実世界まで持ち込んでちょっと問題になったりもしたのですが、半年ぐらいたったらみんな普通に使い出したのがあるのですが、これは高校生だからというところも多少あると思うのです。小中学生は相手のことを考えるというところの面では少しまだ幼いと言ったらあれですが、という面もあるので、高校というちょっと精神年齢の高いところで新しいのが出て、ちょっといざこざはあったけれども、そういう問題もなくなって普通に使えるようになったので、小中学生のところからこういうことを知っていれば、うまく使うことができると思っています。

○曾我委員 もう一ついいですか。となると、道具で小学生とか中学生にはそれぞれの段階に合わせた道具があったほうがいいのか、それとも皆さんと同じ道具を使い方でそれでもいいのかというふうに質問されたらどういうふうに御返事されますか。

○林さん 小中学生に対応した道具とかではなくて、私の考えとしては、スマートフォンだったら主流のスマートフォンをいかにうまく使えるかというのを小中学生に教えてあげるとするのがすごく大切だと思います。

○佐藤さん 自分も同じなのですが、小中学生に正しい使い方を教えた上でやりとりをしていれば、自分たちと同じように多少の意見のそごとかで口論とかには、少しはあるかと思いますが、時間がたてばうまく使いこなせるようになると思うので、そのほうがいいと思います。

○清水座長 ほかにございましたらお願いします。

高橋委員。

○高橋委員 本当にお疲れさまでした。

今から皆さんたちが、もし後輩の小学生、中学生に今いろいろ教えてあげるのであればという話で、その中で1つだけ聞きたいのだけれども、実際、自分たちが携帯を持って今まで過ごした時間の中で、フィルタリングというのはやはりあったほうがいいのか、別にフィルタリングがなくなっても今までやってきたし、別にそれはいいのではないかと

う気持ちがあるのか。

というのは、先ほどから LINE さんの話が出たのだけれども、私は相当 LINE さんをいじめているみたいなことを言われたのだけれども、僕は決していじめたわけではなくて、LINE さんが高校生を集めて、「皆さん、LINE 使っていますよね。ということは、フィルターはかかっていませんよね」とうれしそうな顔をして言うから余計に頭に來ただけの話で、ちょっとそれはないよねと。フィルターがかかっているけれども LINE さんが使えるようになれば一番いいのに、何でそういった努力をしないのですかということがあったのだけれども、実際はそういったことで過ごしてきた人間としては、これからの後輩たちのためにフィルターはあったほうがいいのか、端的にその一言でいいのですけれども、お二人の意見を聞かせていただければと思います。

○林さん フィルタリングはあったほうが良いと思いますし、私もガラケーのとき、小学生、中学生でスマートフォンに変えるまではフィルタリングに加入していましたし、でも、スマートフォンになってくると、Wi-Fi を経由すればフィルタリングの効果がなくなってしまうという部分もあるので、そこがどうなのかなというふうになるのですけれども、でも、フィルタリングをしていけば、そういった有害サイトにアクセスできませんし、そういった犯罪にもつながらないと思うので、フィルタリングの加入というのはすごく大切なことだと思います。私はフィルタリングに加入したほうが良いよというのも勧めていきたいと思います。

○佐藤さん 自分もフィルタリングは段階的にやっていくのは賛成です。小学生のあたりにフィルタリングをしておけば、先ほどのような例外もありますけれども、犯罪や危険な有害サイトに行くことは、興味本位でばっと押してそういうところに飛ばないようにするというのは大事なことだと思うので、自分はフィルタリングは必要だと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、私からお願いします。

まず、昨年の検討会の意見によって、小中学生に指導する会、講座を設けてくださった、その経験は非常に素晴らしいと思います。やはり、お兄ちゃん、お姉ちゃんが自分の言葉で話してくれるというのは、小学生、中学生にとって非常に実感として理解しやすいというふうに思いました。

質問は2つありまして、1つは、先ほどのプレゼンテーションの中で沖縄県の例を示して、自分たちの経験をまとめたもので発信していきたいというお話がありましたけれども、この計画はいつごろまでに、ウェブに上げるという意味だと思いますが、まとめて発信ということを考えているかというのが第1点の質問です。これはどちらからの質問でも構いません。

2番目の質問は、お二方にそれぞれ伺いたいのですけれども、情報教育の導入を提言されたわけですが、現在、高等学校には共通教科「情報」は必修科目としてあります

ね。ということからすると、導入の提言というのは言葉としてどうかなと思ったのですが、内容的に見ると、今、皆さんが取り組んでおられるような内容を高等学校の授業の中できっちり位置づけられていないということの提言のように思いました。

現実に、現在の受けている情報教育は、そういう観点はほとんど触れられないというふうに考えて宜しいのでしょうか。これはお一人ずつお願いします。

○林さん 今の情報教育の内容というのは、多分、エクセルとかワードとかそういった技術面での教育で、知識とかネットの仕組みとかネットに対するモラルというのが全然教育されていないというのが現状で、もちろん技術面も大切なのですが、そういった知識とかモラルというのをやらないと、これからどんどんネットが進んでいく社会になると思うので、そういったことを教育しないと、うまく使える人がいないとネットというものが残念なものになってしまうというか、悪い使い方ばかりする人ではなくて、そういった教育をしていいように、うまく使えるようにというふうに持っていかないとだめだと思うので、情報教育の導入ということで、こうした知識とかモラルとかというのを教えてくださいというのを言いました。

小中学生には必修科目という「情報」がないので、そういった面でも、今ある「道徳」の時間とか「技術」「工芸」の時間とか、そういったところにはめ込む形でもいいので、そういった知識とかというのを小さいときから学んでいくというのが大切になると思います。

○佐藤さん 言いたいことはほとんど言われてしまったのですがけれども、同じようなことで、高校生の段階で「情報」の授業はあるのですがけれども、専門的な知識でビットパーセカンドとか難しいところの問題でネットの基本的な使い方、どういうことにつながっているのだというそういうところは少ないので、小学生や中学生の段階でそういう基本的な使い方を導入していってほしいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

最初の質問に対してはいかがでしょうか。

○林さん 私の学校では、実際にそういった冊子、パンフレットみたいなものをつくろうというのがありまして、学校で私たちが決めたルールとかをプリントか何かで、とりあえず自分の学校で配布しようというのがありまして、そういうのをやっています、いつまでというのではなくて、とりあえず、できるだけ早い段階でそういったことをできればいいし、それを学校外にも広げていけたらいいなというふうに思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

情報教育につきましては、文部科学省の学習指導要領できっちり決めていまして、「情報活用の実践力」と「情報の科学的な理解」と「情報社会に参画する態度」という3つの能力が目標となっているのです。情報社会に参画する態度の中で情報モラル教育は大きな柱となっています。ただ、今、お二人の御説明によると、情報モラル教育というのが実態に合わせた形できっちり行われていないということがよく理解できました。

今、学習指導要領の改訂がスタートしていますので、大変貴重な御意見ですので、文科

省も出ていますけれども、担当のほうに、私、頻繁に会っていますので、きちんと伝えておきたいと思います。今、重要な課題にはなって検討しているところであります。

ほかにございますでしょうか。宜しいでしょうか。

それでは、米田先生、林さん、佐藤さん、誠にありがとうございました。大変勉強になりました。本日は、短時間で明確な主張をしていただきまして、本当にありがとうございました。

今日のお話を伺いながら思いましたのは、自分たちの経験を踏まえて小中学生に自分たちの言葉で説明してくださって、先ほどのお言葉でいくと、小中学生は本当によく聞いてくれるだとか理解してもらえたという感想も述べられていました。これは非常に効果があるものだと思いますので、ぜひ広げていただきたいと思います。

また、難しい問題がありまして、聞いてくれてというのは、ほとんど聞いてくれた人は大丈夫なのですが、一部の人が知らない間にとちよつとしたきっかけからとか不安な行動に入りそうになっている、あるいは入ってしまったという人たちに対してどのように説明すればいいか。白紙で知らない小中学生に説明するというのが今の例かもしれませんが、不安な行動を起こしそう、起こしつつある、その人に対して自分たちの経験からしてどのようにその人に理解してもらって、適切な行動を持ってもらうためにはどうすればいいか、非常に難しい課題だと思うのです。下手をするといじめの対象になってしまったりということも起こりますので、そういう面も踏まえて議論する場があったら少し検討してもらえるといいなと思います。

保護者に対する講習会も、この問題に関してセミナーをします、講習会をしますというと、多くの保護者が来て下さるのでありますが、来て下さる保護者とはほとんど問題なくて、来られない保護者をどうすればいいかというのはこの検討会でもいつも議論になるのです。それに対しての、来られない方に対して、関心を持っておられない方に対してどのようにすればいいかというのは非常に難しい課題になっています。今度、フィールドは高校生、あるいは中学生対象もあるかもしれませんが、そういう不安な行動になりそうという人たちに対してどのようにするかということも少し研究していただけると、私どもは非常に参考になるように思います。

本日は、高校生からの意見ということでプレゼンテーションをしていただきまして、本当にありがとうございました。先ほど申しましたように、大変勉強になりました。今後ともどうぞ宜しくお願いします。深く感謝申し上げます。皆様、恐縮ですが拍手をお願いします。(拍手)

それでは、最後の議題4「その他」ですが、今後の予定について事務局からお願いします。

○山岸参事官 次回以降の会合につきましては、第27回の会合を2月下旬または3月上旬に開催する方向で調整を進めさせていただければと考えております。

平成26年度の青少年のインターネット利用環境実態調査の速報値や、警察庁におけます

販売店等の実態調査等、最新のエビデンスを可能な限り報告書に反映させる方向で今後日程の調整を進めて参りますので、宜しくお願い致します。

次回につきましては、これらの結果について御報告した上で、これまでの議論等を踏まえて本検討会の報告書の素案につき、肉づけをしたものについて御議論をいただく予定となります。宜しくお願いします。

なお、素案の取りまとめに際しましては、本日、御報告致しました構成案や骨子の項目等につき、本日の検討会の御意見を踏まえて修正し、具体的に肉づけをしたものをたたき台として事前に送付致します。その上で、各委員のほうから御意見を頂戴した上で、次回の検討会に提出させていただく案の取りまとめを進めていきたいと考えております。お手数をおかけ致しますが、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は以上でございます。

本日は、大変重要な基本計画の見直し、また、高校生からの事情聴取ということで高校生 ICT Conference 2014 の報告をいただきました。26 回の検討会を以上で終了させていただきたいと思っております。本日も誠にありがとうございました。